

平成 2 3 年第 9 回定例会  
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 23 年第 9 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 23 年 12 月 12 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 23 年 12 月 21 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 23 年 12 月 21 日 午後 2 時 44 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学校教育課長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
民営化準備室主幹	竹俣 信行	○	社会教育課主幹	伊藤 同	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課主幹	横山 智	○	選 管 局 長	林 伸行	○
企画財政課主幹	齋藤 昭一	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課長	鈴木 悦郎	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
住民生活課主幹	伊藤 泰広	○			
保健福祉課長	鵜田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	○			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	○			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建 設 課 主 幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	松橋 正樹	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 白馬 康進 7番 藤原 英男
2			諸般の報告	
3	諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて	
4	議案	65	津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	66	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	67	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	68	津別町し尿等処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	69	津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	70	津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	71	津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	72	津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	73	津別町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	
13	議案	74	平成23年度津別町一般会計補正予算（第5号）について	
14	〃	75	平成23年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
15	〃	76	平成23年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	
16	〃	77	平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	
17	〃	78	平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について	
18	〃	79	平成23年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	
19	〃	80	平成23年度津別町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について	
20	〃	81	平成23年度津別町上水道事業会計補正予算（第3号）について	
21	意見書案	15	TPP協定交渉参加に反対する意見書について	
22	報告	18	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
23	〃	19	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
24	〃	20	平成23年度定例監査の報告について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣言

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。  
ただいまの出席議員は、全員であります。  
ただいまから平成 23 年第 9 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣言

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において  
6 番 白 馬 康 進 君                      7 番 藤 原 英 男 君  
の両名を指名します。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。  
事務局長に報告させます。
- 事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。  
本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。  
昨日の報告後から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付の第 2 回報告書のとおりであります。  
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付しましたとおりであります  
が、職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。  
以上でございます。
- 議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎諮問第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました諮問第1号につきまして、ご説明を申し上げさせていただきます。

人権擁護委員候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長が議会の意見を聞いて推薦を行うものでございます。本町では、現在2名の方が人権擁護委員として委嘱されております。そのうちの1名の細川サチ子氏が、平成24年3月31日をもって任期満了となることから、その後任の候補者を推薦するものでございます。推薦する候補者は、津別町字達美\*\*\*\*に住んでおられます鷹觜とし子氏で、昭和22年\*\*\*\*生まれの64歳でございます。鷹觜氏につきましては、平成22年12月1日から津別町民生児童委員として活躍中であり、住民の立場に立った相談等に積極的に取り組み、周囲からの信頼も厚く、誠実に責務に専念し地域住民の福祉向上に努めているところでございます。人権擁護委員活動の活性化のため新任の候補者については65歳以下であるという年齢基準にも満たしており、ご推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。なお、人権擁護委員としての任期は3年間でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎議案第 65 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 65 号 津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいま上程されました議案第 65 号 津別町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

最初に、条例改正の趣旨をご説明申し上げます。これまで本町は、社会経済情勢の変化や地方分権、地域主権改革の流れの中で、組織機構もその時々ニーズに合わせて逐次見直しをし、住民サービスの維持向上に努めてきているところでありますが、近年における地方自治体を取り巻く環境は、予想をはるかに上回る速さで変化し、その内容もますます複雑化しています。これらの状況を踏まえ、本町では機構改革の第一弾として、係の統廃合をメインとしたグループ制を平成 20 年度から導入して今日を迎えておりますが、さらに今後も続く職員削減への対応や、町が抱える将来課題に着目し、行政需要に見合った組織とするため、課の統廃合を含む機構改革の第二弾を来年 4 月から実施したく関係条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

第 2 次機構改革で目指すべき方向として、1 点目は職場環境が厳しくなろうとも常に住民サービスを維持向上できる組織を目指すこと。

2 点目は、将来課題への対応や各種計画等を実現できる体制を目指すこと。

3 点目は、今後も続く職員減への対応や事務処理の応用性、柔軟性が発揮しやすいよう課の配置人員は、1 課 10 人以上の編成とすること。これにより、課の数は現在町長部局と他の執行機関を合わせた 14 課 18 グループを 12 課 18 グループに再編することとしております。なお、この第 2 次機構改革に向けては、庁内のグループ制検討委員会において延べ 33 回の検討を重ね、さらに課単位や管理職会議などでの協議を経てまとめられた報告書イコール第 2 次機構改革の推進方針として位置づけ、今後改革の



基本に据えて具体化することとしているところであります。

それでは、具体的な改正の内容につきまして、説明資料の新旧対照表の1ページから5ページにかけて順次説明させていただきます。資料1ページの第1条は、現在の企画財政課と住民生活課を統合して住民企画課に改め、現在の産業課を産業振興課に改めるものです。

第2条は、課等の分掌事務の区分変更です。まず、総務課は新たに（ク）行政改革に関すること。（ケ）町有車両の運行及び管理に関することを加え、民営化推進を含めた行政改革及び公用車の集中管理者や保健師等が管理する車両等の車検整備手続きなど公用車に係る事務処理を一括して行い、車両管理の効率性を高めようとするものです。

次に、2ページの企画財政課ですが、現在所管している（カ）振興公社に関すること、（キ）地域活性化の推進に関することを、改正後産業振興課に移します。

また、住民生活課は、現在所管している（ア）総合窓口の推進に関すること（イ）戸籍及び住民基本台帳に関すること（ウ）国民年金に関することを保健福祉課に移します。この2課は企画部門と住民活動部門を一体化して、住民参加や協働のまちづくりを支援、推進する体制として整備し、新たに住民企画課として改正後の事務を所管することになります。

次に、保健福祉課は、改正前の（ウ）の老人保健に関することは事業が終了したことから削除し、改正後は住民生活課から移る（ク）戸籍及び住民基本台帳に関すること（ケ）国民年金に関すること（コ）総合窓口に関することを新たな事務として保健福祉課が一元的に所掌することによりワンストップサービスにつながる窓口業務の拡大を図ろうとするものです。

次に、3ページの産業課ですが、改正後は産業振興課とし、現在所管している業務に新たに（ケ）振興公社に関すること（コ）地域活性化の推進に関することを企画財政課から移し、さらに（サ）の公園に関することを建設課から移して所管します。これにより、これまでの農林商工すべての産業と観光に関する事務に新たに地域振興部門を加えて、産業振興における政策課題や重点施策に効率的に取り組めるよう整備するものです。

最後に建設課ですが、(イ)公園管理は産業振興課の所管に。また、(オ)町営バス等の管理のうち、町有車両は総務課所管とし、改正後は町営バスと機動車両を管理するほか、引き続き住民生活の基盤となる道路、水道、下水道、住宅、バス輸送などを建設が一元的に所掌することになります。なお、町長部局の機構改革とあわせて教育委員会事務局組織規則も年度内に改正し、機構上は来年4月1日から現在の学校教育課と社会教育課を生涯学習課として1課に統合することとしています。

議案の条文にお戻り願います。附則といたしまして、第1項は施行期日で、この条例は平成24年4月1日から施行するものです。第2項から第5項は、津別町課設置条例の一部を改正することによって、改正が必要となる関連条例の改正です。第2項は、津別町議会委員会条例の一部改正。第3項は、津別町行政改革推進委員会設置条例の一部改正。第4項は、津別町青少年問題協議会条例の一部改正。第5項は、津別町農用地保全条例の一部改正で、第2項から第5項の条例はそれぞれ条文中、本文第1条の改正に伴う課の名称変更及び本文第2条の改正に伴って分掌事務区分が変わることにより、改正が必要となる一部改正であります。

以上、改正内容をご説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 66 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 66 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

改正理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり津別町営住宅まちなか団地Ⅱ工区買取事業の実施に伴い、取得予定のまちなか団地 10 戸の追加の必要があることから条例の一部を改正するものであります。

それでは、説明資料の条例新旧対照表に沿い内容を説明したいと思いますので、資料につきましては 6 ページになります。改正部分につきましては、別表（1）町営住宅の末尾に取得を予定しておりますまちなか団地 10 戸について住戸タイプごとに追加をするものであります。追加する住宅は、まちなか団地で整備年度は 23 年、1 LDK 4 戸、2 LDK 4 戸、3 LDK 2 戸の合計 10 戸となります。構造は木造、形式は平屋です。所在地は旭町 56 番地 1 ほかであります。

なお、10 戸の内訳としましては、棟数が D 棟、E 棟の 2 棟となり、D 棟が 1 LDK が 2 戸、2 LDK が 3 戸、E 棟は 1 LDK が 2 戸、2 LDK が 1 戸、3 LDK が 2 戸となっております。なお、当該まちなか団地につきましては、3 月議会において財産取得についてお願いをすることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

入居までのスケジュールにつきましては、住民周知につきましては、広報 1 月号と 3 月号をもって行う予定であります。公募につきましては、3 月 1 日から行いたいというふうに考えております。入居の選考は 3 月の 23 日頃を予定しております。入居につきましては、24 年 4 月 1 日からを予定しております。

議案の条文に戻っていただきまして、附則につきましては、この条例は平成 24 年 4

月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 67 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（上野安男君） ただいま上程となりました議案第 67 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、緑町及び新町に建設中の特定公共賃貸住宅及び同住宅の共同施設である駐車場を追加する必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

それでは、説明資料の条例新旧対照表に沿い内容を説明いたしますので、資料の 10

ページをごらんください。改正につきましては、別表第11条関係でございますけども、この表…

(「資料7, 8ページ」と言う声あり)

○建設課長(上野安男君) 失礼しました。7ページ、8ページでございます。

別表の特定公共賃貸住宅の末尾に緑町第2団地及び新町団地を追加し、共同施設につきましても表の末尾に緑町第2団地及び新町団地に整備される駐車場を追加するものであります。このうち、緑町第2団地につきましては団地一括ではなく、棟ごとに追加することとなります。これは、別表に1戸あたりの床面積の欄を設けてありますが、1戸あたり床面積につきまして住戸専用床面積と共同面積を合わせた面積を載せてあります、これにあわせて新築住宅を追加しますと、各住宅とも住戸タイプごとで占有面積は全く同じですが、雁木などの共用面積が棟ごとに違うため戸当たり床面積が異なることから別表では棟ごとに追加するものであります。

内容につきましては、追加する住宅はいずれも木造平屋であります。1LDKは単身者向け、2LDKは世帯向けとなっております。住戸タイプと戸数は、緑町第2団地1号棟が1LDK2戸、2LDK1戸、2号棟が1LDK3戸、2LDK1戸、3号棟が1LDK3戸、2LDK1戸、4号棟が1LDK2戸、2LDK1戸、新町団地が1LDK2戸、2LDK2戸となっております。

所在地は1号棟が緑町10番地1、2号棟緑町10番地1ほか3号、4号棟が緑町7番地1、新町団地が新町27番地18ほかであります。

1戸あたり床面積は、緑町第2団地1号棟、1LDK77.76平方メートル、2LDKが87.70平方メートル、緑町第2団地2号棟が1LDK77.65平方メートル、2LDKが87.59平方メートル、緑町第2団地3号棟1LDKが76.30平方メートル、2LDKが86.24平方メートル、緑町第2団地4号棟、1LDKが79.45平方メートル、2LDKが89.39平方メートル、新町団地1LDKが75.18平方メートル、2LDKが85.12平方メートルであります。先ほど申し上げました専用床面積につきましては、1LDKいずれも52.99平方メートル、2LDKはいずれも62.93平方メートルであります。

次、月額家賃につきましては、1LDKで3万円、2LDKで4万円とするもので

あります。過去におきましては、既存と新築家賃との均衡を図るため法定限度額家賃から一定の率をもって額を定めた経過もありますが、今回の新築家賃の設定につきましては、初めてオール電化住宅としたことから建築コスト及び入居者の光熱費のコストを比較しながら家賃を定め、現行の家賃に比べまして 5,000 円高い家賃に設定させていただきました。

続きまして、共同施設でありますけども、駐車場として緑町第 2 団地については、18 区画、所在地は緑町 10 番地 1、新町団地につきましては 6 区画、所在地は新町 27 番地 18 を追加するものであります。

入居までのスケジュールですが、住民への周知としまして広報紙 1 月号及び 3 月号、さらに 1 月から 2 月にかけて各企業のほうにご案内をしたいというふうに考えております。公募につきましては、3 月 1 日から 3 週間程度を考えてございます。また、新築住宅ということで見学会を 3 月に計画してございます。

契約工期は、一応 3 月 16 日となっております。入居者選考につきましては、3 月 23 日頃を予定してございまして、入居を 24 年 4 月 1 日と考えているところでございます。

議案の条文に戻っていただきまして、附則につきましては、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 67 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 68 号 津別町し尿等処理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木悦郎君） ただいま上程となりました議案第 68 号 津別町し尿等処理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

改正の理由といたしましては、現行のし尿手数料につきましては、平成 19 年度に改定しておりますが、その時点で全額利用者負担にすることはあまりにも大きいことから、受益者の負担軽減を図るべきとなり当面は下水道施設の処理業務を町が負担することとなった経過がございます。その中で、その答申をもとに現況の収支状況、将来の処理量と費用の推計などを考慮しながら検討してきました。また、本年 11 月 2 日に上下水道運営審議会の答申をいただき、答申の内容に沿った内容で今回改正を行おうとするものでございます。

説明資料 10 ページをお開き願いたいと思います。条例第 4 条関係の別表 1 のし尿処理手数料でございます。改正前の手数料 10 リットルにつき「100 円」を、改正後 10 リットルにつき「130 円」に改めようとするものでございます。

本文にお戻りいただきまして、附則におきましては、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 68 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 69 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 69 号 津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（上野安男君） ただいま上程となりました議案第 69 号 津別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

道路占用料につきましては、道路法第 39 条第 2 項の規定により、占用料の額及び徴収方法は道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされており、津別町道路占用料徴収条例において額を定めているところであります。額におきましては、国の額を定めております道路法施行令の占用料別表乙地、町村の額をもって津別町の占用料の額としてきたところであります。提案理由でも説明申し上げましたとおり、平成 23 年 4 月 1 日より、道路法施行令の一部が改正、施行され、占用料が改正されましたので、津別町の道路占用料を改めるものであります。

別紙説明資料 11 ページ、条例新旧対照表をごらんください。別表第 3 条関係の改正でございます。最初に、文言の改正でございますが、11 ページ中段の下線、アンダー



ラインを引いてございます。「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に改める。12 ページ、上段から 2 行目の同じくアンダーライン、「表示面積」を「占用面積」に改めるものであります。

次に、占用料につきましては、3 か所の据え置きを除く以外はすべて減額改定しようとするものであります。表をごらんください。右側が改正後の占用料の金額でございます。法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物として、第 1 種電柱「530 円」が「460 円」、第 2 種電柱「820 円」が「700 円」、第 3 種電柱「1,100 円」が「950 円」、第 1 種電話柱「480 円」が「410 円」、第 2 種「760 円」が「650 円」、第 3 種「1,000 円」が「900 円」。その他の柱類「48 円」が「41 円」でございます。共架電線その他上空に設ける線類として「5 円」を「4 円」。地下に設ける電線その他の線類につきましては「3 円」を「2 円」に改めるものであります。路上に設ける変圧器につきましては「470 円」から「400 円」。地下に設ける変圧器につきましては「290 円」から「250 円」。変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所として「950 円」から「820 円」。郵便差出箱「400 円」から「340 円」。広告塔につきましては「1,000 円」から「990 円」でございます。その他のものとして「950 円」から「820 円」。

次に、法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設としまして、祭礼、縁日その他催しに際し、一時的に設けるものとして 10 円、これにつきましては変更ございません。その他のものとして「100 円」が「99 円」でございます。

次に、道路法施行令第 7 条第 1 項に掲げる物件として、看板、一時的に設けるものとして「100 円」が「99 円」でございます。その他のものとして「1,000 円」が「990 円」、標識につきましては「760 円」から「650 円」。次の旗ざおにつきましては、祭礼、縁日その他催しに際し、一時的に設けるものにつきましては変更ございません。その他のものとして「100 円」が「99 円」でございます。幕につきましては、その他のものが「100 円」から「99 円」に改めるものでございまして、祭礼につきましては変更ございません。アーチにつきましては「1,000 円」から「990 円」に改めるものでございます。その他のものとして「510 円」が「490 円」。

次に、政令第 7 条第 2 項に掲げる工場施設及び同条第 3 項に掲げる工事中材料として「100 円」が「99 円」に改めるものであります。

現在の占用物件につきましては、北電柱が 2,151 本、電話柱が 1,072 本ございます。  
また、共架電線として 4 万 4,450 メートルが占用物件の品物であります。改正前で行きますと 193 万 2,000 円を見込んでおります。改正後につきましては 165 万 1,000 円ということで、率にしまして約 15%の減となる予定でございます。

条文に戻っていただきまして附則で、この条例につきましては 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 69 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 70 号～議案第 72 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 70 号 津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 11、議案第 72 号 津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 3 件について、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 9、議案第 70 号から日程第 11、議案第 72 号までの 3 件を一括議題といたします。

議案第 70 号から順次内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 70 号 津別町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 71 号 津別町個別排水処理施設管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 72 号 津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、順次内容の説明を申し上げます。

内容の説明に先立ちまして、改正に至る経過等について若干説明をさせていただきますと思います。現行の下水道料金等は、平成 18 年 10 月 27 日付をもって答申されました津別町上下水道運営審議会の答申をもとに上水道料金も含め、この年の 12 月定例会において議決を受け、平成 19 年 4 月 1 日から施行されたものであります。このときの答申の内容としましては、自主・自立のまちづくり検討会議の提言を受け、長い間改定されておられませんでした上水道料金、下水道使用料、個別排水使用料、農業集落排水使用料などを改定すべきが妥当とされ、下水道料金については汚水処理費のうちの維持管理経費について、10 年後に使用料で賄うことを目標として 5 年ごとの見直しを行うこととされたところであります。個別排水使用料については、人槽ごとに異なる維持管理費に着目して、人槽別料金を新たに導入した料金体系とし、下水道使用料と同様に維持管理費分を 10 年後に使用料で賄うことを目標に 5 年ごとの見直しを行うこととされたところであります。

また、このときの答申は、下水道及び個別排水処理施設について平成 19 年、平成 24 年、平成 29 年の改定率も具体的な数字を上げ検討した内容となっております。今回の改正につきましては、この答申に基づく 5 年ごとの料金の見直しとして、6 月 23 日付をもって町長から上下水道運営審議会へ諮問を行い検討されてきたものであります。検討の結果は 11 月 2 日に答申されましたが、先ほど議決されました、し尿等処理に関す

る条例と同様、上下水道運営審議会の答申に沿った内容で改正をお願いするものであります。

それでは、改正の内容について説明資料に基づき説明いたしたいと思いますので、15 ページをお開きください。議案第 70 号 津別町下水道条例の一部を改正する条例がありますが、一般の汚水について、現行の基本料金 10 立方メートルにつき「1,660 円」を「1,800 円」に、超過料金について現行 1 立方メートルにつき「160 円」を「180 円」に改定するものであります。また、公衆浴場の汚水に関しましても現行 1 立方メートルにつき「46 円」を「50 円」に改正するものです。改正率は、基本料金で 8.43%、超過料金で 12.5%となります。公衆浴場の汚水につきましては、改定率は 8.7%となります。この公衆浴場につきましては、基本的には一般の汚水の基本料金の改定率をもって改定するということとなりますが、円以下を端数整理したことにより 8.7 というふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものであります。

続きまして、議案第 71 号 津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

資料は 16 ページとなります。改正の内容につきましては、現行の月額の基本料金、基本使用料 2,000 円はそのまま、人槽別使用料を改正したものととなります。5 人槽でいいますと現行の人槽別使用料「400 円」を「700 円」に改定し、基本使用料 2,000 円と合わせて月額使用料を「2,700 円」とするものであります。6 人槽につきましては現行の人槽別料金使用料「480 円」を「840 円」に改定し、月額使用料を「2,840 円」に、7 人槽では同じく人槽別使用料「560 円」を「980 円」に改定し、月額使用料を「2,980 円」にしようとするものであります。以下、8 人槽につきましては人槽別使用料金を「1,120 円」として「3,120 円」に改正し、10 人槽では人槽別使用料を「1,400 円」とし 2,000 円を加えて「3,400 円」といたします。同じように加えていきますが、13 人槽では月額料金は「3,820 円」に、14 人槽では「3,960 円」、15 人槽では「4,100 円」、16 人槽では「4,240 円」、18 人槽では「4,520 円」、21 人槽は「4,940 円」、30 人槽は「2,200 円」、42 人槽は「7,880 円」となります。この中で、30 人槽につきましては、これは町営住宅の本岐第 2 団地になりますが、現在 12 戸で構成されております。個別排水処理

の使用料につきましては、現在の使用料水準で維持管理費が賄えていることから、今回この30人槽につきましては改定を見送っております。なお、個別排水処理施設につきましては、5人槽から14人槽までが一般家庭用の使用、それ以上につきましては、公共施設というふうになっております。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものであります。

続いて議案第72号 津別町農業集落排水施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料は17ページになります。これも一般の汚水といたしまして、現行基本料10立方メートルにつき「1,660円」を「1,800円」に改正するものであります。超過料金につきましても、現行1立方メートルにつき「160円」を「180円」に改正いたします。改正率につきましては、基本料金で8.43%、超過料金が12.5%で下水道使用料と同じとなっております。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 相次いでこういうふうに公共料金が値上がりをするということで、本当に来年あたりからは年金なんかも下げられるというような国の制度が今示されてきておりますけれども、これは私も18年のときに上下水道審議委員だったので、やはりこの基本料金というものが、このように上がっていくということになれば、ある程度のめどをつけて上水道の6月議会で私、上水道の基本料金の基本水量の見直しをしないかというふうなことを申し上げたことがあるのですが、やはり行く行くこのままでは私はいけないと思うのです。なかなかこういうふうに公共料金が値上げをどんどんされていくというような形になると、ここの町になかなか住みづらくなってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ある程度のめどをつけるということで5年後、5年後というふうにかうやって見直されるのですが、やはり次のときにははっきりと、例えば5トンにするとか8トンにするとかという、そういう目安をやっぱり示していただいたほうが町民の方は納得されるんじ

やないかと思しますので、そのあたりのお考えを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 基本料金の見直しにつきましては、今回の審議会の中でも論議の対象になったところであります。その中では、やっぱり前回の答申といえますか、前回 18 年度の答申をベースに今回は、その 18 年度のベースに審議をするということを一番最初に決めたということがございますが、その中でも、やはり先ほど申しましたように基本料金についてはどうなのだということで意見は出された経過があります。ただ、経過の中では今は前回の 29 年度を目標とした改定の中の途中であること、それから今改正するというのは今回下水道だけですので、上水道料金まではいっておりません。今の下水道料金の算出根拠となっているのは上水道の使用料が算出根拠になっておりますので、そこが変わらない状況の中では下水道だけ基本水量を変えるというのは少し無理があるということもありまして、今回は 10 立方というふうに審議された経過がございます。ただ、審議の中でといいますか答申書の中身では、次回、5 年後になるかと思いますが、次回のときには上水道も含めて下水道、それからし尿も含めるといいますが、全体の見直しというものが予定されておりますので、その中で基本水量も含めた見直しというものが検討されるであろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） ぜひ、それを行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 主幹のほうから今説明をさせていただきました。ただ、これは答申を含めて行って、町民の皆さんの中から代表の方が出ていただいて審議をされてきているという問題だというぐあいに思っています。その中で行政側がどのようにかかわるかということは当然あるかというぐあいに思いますけれども、ただやっぱり、その議論というのは当然必要になってきますし、それから 5 年たった津別町における状況がどのような形になっているのか、こういうことも含めてあるかとい

うぐあいに思います。見直しというのは、そういう全体を考えた上で、そして経営の状況がどのように進んでいくかというようなことも含めた見直しだというぐあいに思っておりますから、仮に議員が今言われておりました歯止めをかけたりするのが必要なかどうかということは、この段階では私どもの中で、じゃあそのとおりですねというようなことにはならない問題ではないのかなと。やっぱりそのときの状況に合わせてながら考えていかざるを得ない料金というのは当然あるのではないかなというぐあいに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 今副町長のお話でちょっとあれなのですが、わからないわけではないのです、町長のおっしゃることも。ただ、経営というものが、そのやり方とか工夫とか、そういうものがされた結果こういうふうになるといっているのであれば町民の方も納得されると思いますし、上下水道審議委員の方が町民の方の代表で何人かおられますけれども、やはりその方たちもきのうの話じゃないのですが、町の提案することになかなか異を唱えられるかどうかというあたりのところがあると思うのです。やはり本当に国民年金とか、国民年金の中でも満度にもらっていない方たちの意見が本当に反映されているものなのか、そのあたりに私たちは耳を傾けていかなくちやいけないと思うし、私のところには、そういう方たちの声がやっぱり耳に入ってくるものですから、やはりこう言わざるを得ないのです。ある程度のやはりめどをつけて、確かに例えば5年後に5トンとかって決めたって、やはり今以上の負担になるということにはならないと思うのです。だから、やはり受益者負担ということで、たくさん使う人が負担するというのは当たり前のことだと思うのです。だからそのあたりの基本料金はやはり抑えるということで、それ以上使った人は自己負担ということであれば、それは皆さん納得いくというふうに思うのです。そのあたりをよくお考えいただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 当然、経費の削減になる努力だとか、やっぱりこれは経営する側の責任という中で、少しでもやっぱりそういう努力は当然してしかるべきだろ

うというぐあいには思っております。ただこれも、委員会の中でもちょっとお話しをさせていただきましたけども、この津別の人口を含めて1年間に約100名ずつが減っていくような今の状況でございます。利用のそういう利用される方もおのずと減っていくというような段階で、施設の運営は当然図っていかねばならないということになれば、それを考えただけでも本当に先の暗い話になってしまいますけれども、一定の負担というのはどうしても出てくるだろう。それをどのように茂呂竹議員が言われたようなことで少しでも軽減を図っていく努力をしていけるかにかかっていくのかなというぐあいには思っているところでございます。茂呂竹議員の言われたことについては、精神的なものも含めて当然行政側は今後も含めて考えていかなきゃならないだろうというぐあいには思っていますけども、これは5年先だからいいということではありませんけれども、そういう努力は気持ちの上でもさせていただきながら進めていきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）



○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 72 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上の結果、議案第 70 号から議案第 72 号までの 3 件について、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 73 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 73 号 津別町移動通信用鉄塔施設整備事業  
分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 73 号 津別町移動通  
信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、内容の  
ご説明を申し上げます。

今回改正しようとする条例は、本年 9 月定例会で議決をいただいた条例でありまし  
て、事業内容はその折に説明しておりますが、国の補助制度を利用して、いわゆる携  
帯電話用基地局を整備する事業において、通信事業者から事業整備に要する費用の一  
部を分担金として徴収するための条例であります。このたびこの条例の額を定めた条  
項につきまして、次により改正しようとするものであります。なお、条例制定後間も  
ない一部改正に至ったことにつきましてお詫び申し上げます。

それでは、説明資料一番最後のページになりますが、新旧対照表をごらんください。  
はじめに、資料下半分に参考としてこの事業に対する財源補助体系を表で示してござ  
います。この事業では、これまで説明してございますけども、事業に対し国が 3 分の

2、残り3分の1において全体事業費の315分の82を過疎債、借り入れ、残る部分315分の23を通信事業者が負担する補助体系となつてございます。過疎債の借り入れ部分に対しましては、表の中ほどに記載のとおり70%の交付税参入と、残りは市町村と事業者が負担する内容でございまして、市町村分315分の12.6は、道による今年度新たな補助要綱によって補填され、残る網掛けをした事業者負担315分の12の部分は、完了後の供用開始の折に電気通信事業者と町との間で貸借契約を締結した際に、別途事業者に対する割合相当額を納付させることとなつてございます。現行の条例につきましては、通信事業者からの分担金割合を、この中段にある過疎債借り入れ部分に対する通信事業者が負担する割合、315分の12を含めたもので、表では一番下にございませぬ315分の35と規定していたところでございます。

本来、この事業に対する直接の財源といたしましては、表上段の過疎債部分と事業者負担分でございまして、中段の過疎債に対する事業者負担分を加えた割合を分担金に加えますと、直接の事業費に対する歳入財源がその分過充当となつてくることから、新旧対照表にありますように、既存の条例第3条に規定してございませぬ電気通信事業者から徴収する分担金の額について、事業に要する費用の額の315分の35から、今回315分の23に改めようとするものでございます。

議案の条文に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、条例の一部改正につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 73 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第 74 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 74 号 平成 23 年度津別町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（横山 智君） ただいま上程となりました議案第 74 号 平成 23 年度津別町一般会計補正予算第 5 号につきましてご説明申し上げます。

それでは各条項をごらんいただきたいと思います。第 1 条につきましては、歳入歳出にそれぞれ 1 億 1,796 万 9,000 円を追加し、補正後の予算の総額を 53 億 1,477 万 9,000 円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で説明しました事業を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。なお、人件費については、先の議会で議決いただきました人事院勧告による職員給与、期末勤勉手当の減、これに係る共済費、退職手当組合等負担金の減及び時間外手当の増などにより、一般会計においては 104 万 6,000 円の減額、特別会計では 15 万 9,000 円の増額となり、計 88 万 7,000 円の減額補正をお願いするところであります。

なお、今回の補正で事業精査と事業完了によるものがありますので、極力説明は省略させていただき、主な補正内容について説明させていただきます。

それでは、歳出の主なものを説明いたしますので 12 ページから 13 ページをお開きください。議会費、議会費、議会費、議会運営経費の 13 節委託料は、会議録調整業務として 30 万円の増額補正をお願いするものです。

次に、総務費、総務管理費、一般管理費、14 ページから 15 ページをお開きください。総務管理経費は、平成 24 年度からの機構改革に備え、庁舎内の案内看板作成業務として 72 万円の増額補正をお願いするものです。

次の電算化推進経費は、障害者福祉システム改修費用を主なものとして、北海道自治体情報システム協議会の負担金 39 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の地域情報化経費、12 節役務費の手数料は、情報通信施設等の移設費用として 141 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の財政管理費、財政調整基金積立金は、地方財政法第 7 条に基づき前年度繰越金及び株式会社北所鉄工所様からの一般寄附金並びに今回補正における事業精査分として 2,825 万 9,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、16 ページから 17 ページをお開きください。公共施設等整備基金積立金は、利息積立分の精査として 12 万 8,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の財産管理費、町有建物等維持管理経費、12 節役務費、手数料、産業廃棄物処理は、本年 4 月より廃棄物処理法が改正となり廃タイヤの処理に変更が生じたことから 15 万 3,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、地域振興費 18 ページから 19 ページをお開きください。企画総務費、地域振興基金積立金は、基金利息精査と今後の地域振興策の別途積み立てとして 1 億 11 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

20 ページから 21 ページをお開きください。徴税费、税務総務費、税務事務経費は、国税連携による住民税システムの改修に伴い 30 万円の増額補正をお願いするものです。

次に、26 ページから 27 ページをお開きください。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、障害者自立支援事業経費は、自立支援医療給付費において生活保護者の人工透

析者の事業精査と、介護給付費・訓練等の利用者の減により 1,062 万 5,000 円の減額補正をお願いするものです。

次の地域生活支援事業経費は、町内に日中一時支援の事業所が開設されたことに伴い、利用者、利用回数の増により 126 万 4,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の社会福祉管理経費は、地域支え合い体制づくり事業により徘徊認知症高齢者の早期発見、事故の未然防止のため 11 節需用費、印刷製本費は啓発パンフレットの印刷費用、18 節備品購入費はメール配信システムの導入費用として計 443 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、28 ページから 29 ページをお開きください。国民健康保険事業特別会計繰出金は、給与費、保険基盤安定分、国保財政安定化支援事業分等の精査により 804 万 8,000 円の減額補正をお願いするものです。

次の介護保険事業特別会計繰出金は、給与費及び地域支援事業費の繰出金の事業精査により 21 万 6,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の介護サービス事業特別会計繰出金は、事業精査により 36 万 3,000 円の減額補正をお願いするものです。

次に、老人福祉費、30 ページから 31 ページをお開きください。福祉基金積立金は、阿部博康様、大松アサ子様からの民生費寄附金及び基金利息積み立ての精査として 40 万 1,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の自治相談費、広域集会施設管理経費は、ふるさとまつりでの自動車物損事故発生に伴い、賠償金支払いのために流用いたしました 19 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、32 ページから 33 ページをお開きください。後期高齢者医療費、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、基盤安定負担金、広域連合事務費負担金の確定及び一般事務費繰出金の精査として 8 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費、子ども手当等扶助費は、制度改正に伴い 11 節需用費、消耗品は事業用消耗品として 6 万 2,000 円、34 ページから 35 ページをお開きください。19 節負担金補助及び交付金はシステム協議会に対するシステム改修の負担として 125 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の保育所費、保育所運営経費は、津別保育所体育館の暖房機器購入費用として 47 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、衛生費、保健衛生費、環境衛生費、38 ページから 39 ページをお開きください。下水道事業特別会計繰出金は、事業精査により 249 万 8,000 円の減額補正を行うものであります。

次の簡易水道事業特別会計繰出金は、事業精査により 77 万 1,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次の保健師設置費、給与費は、中途退職者分も含め 171 万 8,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次に、44 ページから 45 ページをお開きください。農林業費、農業費、農業振興費、その他農業振興対策経費、19 節負担金補助及び交付金の補助金、農政対策事業は、玉葱振興会 40 周年記念事業に対し 25 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の地域バイオマス利活用事業、12 節役務費、保険料は、現在建設中の木質ペレット製品保管庫の建物共済として 3,000 円、15 節工事請負費はペレット製造施設の罹災に伴い、機械、電気設備復旧工事として 4,587 万円、建物復旧工事として 840 万円のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

次のグリーンツーリズム推進事業は、国の交付金事業となり財源措置がされたことから 15 万円の減額補正をお願いするものであります。

次の鳥獣被害防止総合対策事業は、鹿侵入防止柵整備に伴い 15 節工事請負費は事業費割当内示により 2,650 万円の減額補正。46 ページから 47 ページをお開きください。19 節負担金補助及び交付金の補助金、有害鳥獣駆除事業は、駆除数量の増により 62 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、50 ページから 51 ページをお開きください。商工費、商工費、商工振興費、地域振興センター管理経費は、地域振興センターの暖房機器購入費用として 26 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、60 ページから 61 ページをお開きください。教育費、教育総務費、事務局費、教育委員会事務局経費は、緊急雇用創出推進事業により雇用した臨時教員 2 名分の 4 節共済費、7 節賃金を事業精査により 262 万 3,000 円の減額補正をお願いするもので

あります。

次の津別高校振興対策事業は、事業精査により 306 万 7,000 円の減額補正をお願いするものです。

次に、62 ページから 63 ページをお開きください。小学校費、学校管理費、小学校施設管理経費、18 節備品購入は、津別小学校 3、4 年生用の机、椅子の更新として 171 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の中学校費、教育振興費、その他中学校教育振興経費、64 ページから 65 ページをお開きください。19 節負担金補助及び交付金、補助金の遠距離通学費は対象者の増により 9 万 8,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、社会教育費、社会教育振興費、66 ページから 67 ページをお開きください。放課後児童クラブ経費 120 万 9,000 円、放課後子ども教室 56 万 4,000 円の減額補正は、事業精査によるものです。

次に、68 ページから 69 ページをお開きください。保健体育費、保健体育総務費、社会体育事務経費は、ソフトテニス、ミニバスケットの全道大会派遣費補助金として 35 万円の増額補正をお願いするものです。

次に、70 ページから 71 ページをお開きください。公債費、公債費、元金、長期債償還元金は、平成 13 年度借り入れ資金の利率見直しがあったことにより 16 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りください。4 ページから 5 ページをお開きください。町税は、歳入見込み精査により 4,651 万 7,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の地方特例交付金は、交付決定額の確定により 90 万 5,000 円の減額補正をお願いするものです。

次の地方交付税、普通交付税は、交付決定額の確定により 7,082 万 5,000 円の増額補正をお願いするものです。

分担金及び負担金、負担金、へき地保育所保育料は、保育料所得課税区分の決定及び転出に伴う減員により 217 万 2,000 円の減額補正をお願いするものです。

次の使用料及び手数料、使用料は、事業完了及び精査により 120 万 3,000 円の減額補正をお願いするものです。

次の国庫支出金、国庫負担金、6ページから7ページをお開きください。民生費国庫負担金は、更正医療給付費等の事業精査により876万5,000円の減額補正をお願いするものです。

次の国庫補助金、民生費国庫補助金は、子ども手当の制度改正に伴うシステム改修が道補助金に歳入科目が変更となったことから195万3,000円の減額補正をお願いするものです。

次に、道支出金、道補助金、民生費道補助金は、歳出で説明しました地域支え合い体制づくり事業と、子ども手当システム改修の科目変更として計758万7,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、労働費道補助金、労働費道補助金は、緊急雇用創出推進事業として260万9,000円の減額補正をお願いするものです。

次の農林業費道補助金、農業費道補助金、鳥獣被害防止総合対策事業は、鹿侵入防止柵整備に伴う補助金として1,457万5,000円の減額補正をお願いするものです。

次の林業費道補助金、森林整備加速化・林業再生事業は、町有林の間伐に対し340万5,000円の増額補正をお願いするものです。

次の教育費道補助金は、放課後子どもプラン推進事業の事業精査により202万7,000円の減額補正をお願いするものです。

次に財産収入、財産運用収入、8ページから9ページをお開きください。利子及び配当金は、各種基金の利息精査として31万1,000円の増額補正をお願いするものです。

次の寄附金、寄附金、一般寄附金は、株式会社北所鉄工様からの寄附金100万円、民生費寄附金は阿部博康様、大松アサ子様からの寄附金40万円のそれぞれ増額補正をお願いするものです。

次に、諸収入、雑入、雑入、資源物売り払いは、鉄くずの売り払いとして67万8,000円、事故共済金は町営バス、公用車等の事故による共済金として149万6,000円、道道津別陸別線支障物件移転補償費は、道道改築工事に伴い光ケーブル等の移転補償として129万3,000円、ケーブルテレビ等移設経費助成は、NHKによるケーブルテレビ等移行に伴い173万6,000円のそれぞれ増額補正をお願いするものです。工事負担金は、次にありますその他で計上していました堆肥製造施設屋根改修工事のJA負担



金の科目変更をお願いするものであります。

次に、10 ページから 11 ページをお開きください。町債、町債、教育債は、中央公民館施設整備事業、トレーニングセンター整備事業の屋上防水改修工事の額の確定により 360 万円の減額補正をお願いするものです。

それでは、第 1 表にお戻りください。第 1 表につきましては、ただいま歳出、歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりにするものであります。

次の第 2 条第 2 表の地方債補正であります。1 の変更は中央公民館施設整備事業、トレーニングセンター整備事業の額の確定により、限度額を 360 万円減額し、補正後の総限度額を 6 億 485 万 9,000 円とするものであります。

以上、説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6 番、白馬康進君。

○6 番（白馬康進君） 歳出の 45 ページ、ちょっと 1 点だけ、地域バイオマス利用のところの 15 節の工事請負費の関係で提案理由の中にもありましたけど、これはペレットの製造施設機械と電気整備工事と、ペレット製造施設復旧工事の関係で金額が出ていますけど、この火事に対しては私どもが当初火事発生のときに聞いたときには、それほど大きな被害にはなっていなかったのかなと受け止めていましたけど、後で委員会の報告などがありまして、額的には結構大きな損害額になったなということで見ているわけですけど、この火事については作業員の工程の中での想定できる作業工程の中での一環として私は火災原因かなと思っていますけど、これらが恐らく火を扱っているのですから、火種が残っていて恐らくそれをある程度移しかえして、燃えるものに着火したのではないかと思いますけど、こういった工程の中で、やはりある程度こういうことは全然予想外だったということには私はつながらないのではないかなという感じがしていますけど、まず担当者にこの火災の起きた原因は知っていますけど、担当者はどう受け止めているのか、今日議会ですので改めて担当者の火事が起きたひとつのいきさつについて、議会で担当者が受けたものに対してまず聞きたいと思えます。

それから、再発防止に向けて今後組合側とよく話し合っていくと言うけど、再発防止に向けては今のところどのような考えをもって話し合っているのか。

それと、ペレットの製造施設の機械、これは結構額が大きいなと思うのですが、これは保険で全面的に対応できるということは聞いていますけど、この建物の関係におきましては保険が一部しか入らないということで840万載っているわけですけど、これ正確にはもっと額が縮まるのかどうかわかりませんが、この辺、仮に施設は町のものですし、運営は組合がやっていますけど、これらのお互いに話し合っただけの負担はどのように今のところ考えているのか、まずその点お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） ただいま白馬議員のほうからご質問ありました、答弁させていただく前に当該施設の管理運営を所管しております課として、大変申し訳ないなというふうに改めてお詫び申し上げます。

今質問のありました内容、火災の原因でありますけども、委員会でも若干説明をさせていただきました。管理する者としてどういう受け止め方かということなのですが、原因といたしましては、29日に発生をいたしまして、翌の30日に美幌警察署、それから消防と現場検証が行われました。その際に副町長と私が立会という形で立ち会ったわけですが、その時点で美幌警察署のほうから、燃え方の激しい場所が焼却灰を保管していた場所ということで、そこからの出火だというふうに判断をされたところです。この焼却灰についてでありますけれども、基本的には役場から出てきます3施設から出てくる焼却灰をそれぞれボイラー施設の横に200リッターのドラム缶にためて一時保管をしております。そのものを今度ペレット製造組合のほうに回収をお願いしているところであります。この灰の最終の回収日が11月22日、これが中央公民館、特養から回収をしております。役場の灰の回収につきましては、さらにそれ以前であります。11月9日に回収をしております。ドラム缶でいいますと3本になるわけですが、この3本をペレット製造施設の正面の外に1週間放置といたしますか置いてあります。それを29日の日に大型のフレコンにあけて施設の中に置いたということになります。なぜ大型のフレコンに入れたかということなのですが、この焼却灰は堆肥センターに持って行きまして堆肥と攪拌をして土壌還元をしようと

いうことで進めておりまして、これまでもそういう流れで実施をしてまいりました。堆肥センターまで運搬するにあたって、ドラム缶を3本持って行くということになりますと、あける作業等々の手間がかかるということもありまして、大型土のうに移して組合の話ですと約8個から10個たまった段階で堆肥センターに持って行くという作業工程をとっております。先ほど申しましたように、11月22日に回収をしておりますので最終的に中央公民館、特養からドラム缶に入れたのが22日というふうに判断ができるかと思えます。さらに1週間外で放置をしておいたと、放置というか保管をしていたという状況で、今までも開設以降、同じような工程を行っております、すべてが中に保管していたということではないようでありまして、中に保管していたこともあるということで、通常の作業工程の中で当然確認をしているということではありますけれども、そういったことから出火したのではないかというふうに判断されたわけですが、いずれにしても出火してしまったのであれですが、これだけの日数がたっていて、なおかつ火種が残っているのかというのが正直考えられない状況ではありますけれども、結果として出火したということなので、それが原因だというふうに考えております。これからの再発防止についてでありますけれども、それぞれの施設で灰を入れてありますけれども、特に役場のボイラーの部分が完全燃焼しない灰が出てくるというのが、これはスタート時点からそうでありまして、そこについては特に灰を入れる段階において、役場の場合は冬場が主でありますので、雪があれば雪を入れてもらおうと、入れた段階で火が残っていればそういうことを注意して雪を入れてくださいと、ドラム缶の中に。中央公民館や特養についてもそういう注意をしていたいただきたいということでお願いをしているところです。これは灰を出す側の再発防止ということを含めてそういう対策を図っていかうと考えております。今もう進められているというふうに思いますが、それから回収する組合側におきましても、同じようにフレコンにまた入れて堆肥センターのほうに搬入するという形になるかというふうに思いますが、施設の中にはもう二度と入れないということは、もう組合のほうも我々もそういうふうをお願いをしておりますし、外に積んでおくといえますか、そういう形で施設のそばには置かないというふうに考えております。今現在保管庫を整備中でありまして、当然その保管庫の中にもそういったものは置かな

いようにしようということで話をしているところであります。

先ほど言われました、機械、建物でありますけれども、機械につきましては、これは委員会でもちょっと説明をさせていただきました。保険につきましては、1億4,493万2,000円という評価額で全額100%保険に加入をしております。建物についてでありますけれども、建物につきましては1億186万7,000円という評価額をもちまして加入率が20%であります。ちなみに、今回積算をいたしまして800万の再建築費といえますか修復費を見込みました。その8割が手出しといえますか保険対象外になるというふうに考えております。640万ほどの金額になるのかなと、今時点で考えております。この負担につきましては、最終、機械も100%入ってはおりますけれども、実際にはどの段階までにみられるのかというのも詳細はまだわかっておりません。建物につきましてもまた同じことが言えるのですけれども、それらの負担、最終的に保険対象外になる金額が出た段階で負担の部分につきましても再度協議をしたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 今の課長の答弁で細かく説明をいただきましてわかりましたけど、やはり再発防止についても細心の注意を現在もこれからもやっているということですけど、私はやっぱりこういう施設というのは、組合に指定管理していますから町が施設を貸しているだけです。なかなか実態のことはわからないかもしれませんが、よくこういう施設、公共施設とか現場を持っているところというのは、やっぱり組合任せになっても、やっぱり町側にもある程度よくそういうところに行って、現場に行って、やっぱりそういう作業工程だとか、そういうことをチェックしながら、やっぱりもし気がつくことがあったら、そういうことを注意喚起していかなかったら、ただ運営は任せているから、施設は町だからということではなくて、そういうことをこれから常にやっていくということが私は大事でないかと思えます。たまたま本当に時間がたっても火種があったということで、恐らく堆肥場に持っていきの乾かして持って行くのに恐らく乾燥して置いておくのだと思えます。ただドラム缶からまた入れたものが燃える、そういうものに移しかえたときに、やっぱり当然タバコの灰でな

いけど時間がたったら燃えつくということも今回これが本当の原因かどうかわかりませんが、恐らく今言ったように、それが恐らくあったと思います。そういうこともやっぱり想定されないとはいえないです。ですから、そういうことを、やはりああい  
う工場ですから、どういうことで火災になるかわかりませんが、私は最初に聞いた  
ときには配電の関係で火がついたのではないかとということで聞いていましたけど、後  
でこういう形の中で過失が起きたのかなということで、ちょっとびっくりしたわけ  
です。ですから、今の課長の答弁で細心の注意を払いながら今後やっていくというこ  
とで、それはそれでわかりました。

それで、私には幸いだったのが、あれ夜遅くだったけど、内部だけで火事が納まっ  
たということは私は幸いだと思うのです。あれが外に火を噴いて屋根に火が噴いたら、  
これは一般の町民の人たちも、あれできたばかりのペレット工場が外に火を噴いてい  
たら全部わかります。サイレンが鳴ったときは家の前も通って行ったのですが、ど  
こだったのかなというぐらいで次の日わかったのです。あれもし外に火が出ていたら  
みんな町民の人たちも何なのかと大騒ぎしたと思います、あれだけの火事。たまたま  
内部で延焼が食い止められたということで、これは不幸中の幸いです。ですから、や  
っぱり町の施設ですから、やっぱりこれらもきちっと組合任せでなくて、最善の注意  
をしながら私は今後きちっとやっていってもらいたいなと思います。

それと負担の割合も組合もできたばかりだし、運営したばかりですけどお互いに  
責任は、私は何対何かわかりませんが五分五分の感じで私は負担割合をしていくの  
かなという感じは持っていますが、やっぱりこれは組合にあまり押し付けるという  
ことも私はできないのではないかなと思います、実際の話。ですから、その辺も行政  
側としては、この際過失はあったにしても応分の考えでやっぱり負担割合も私は考え  
ていくことが必要じゃないかなと思っています。

そういうことで、もう一度答弁。

それから、私は町長にもこの火事について、町長の見解を聞かせてほしいと思いま  
す。

お願いします。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 今白馬議員からおっしゃられた管理運営等についての協議等につきましてご指摘をいただきました。自分としては、結構打ち合わせしながら進めていたというふうに認識はしていますが、今回の焼却灰を中に保管していたというのは初めて実は知ったところでありまして、そういったところに管理する側の、私どもの注意不足があったなというふうに反省をしているところです。引き続き、一層、細かな打ち合わせを含めて管理運営に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

負担割合の部分でありますけれども、先ほど言いましたように事業費といいますが、負担額が最終的に確定した段階で再度検討したいというふうに考えております。もちろん組合側もまだ始まって2年目でありますし、経理内容も承知しているところでありますので、負担能力等も考えながら、組合とももちろん協議をしますけれども、その段階でまた改めて負担割合については協議をさせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この火事についての考え方というのは、行政報告の中でも書いて皆さんにお配りしたとおりでございまして、公共施設がこういうふうな形になったということに深くお詫びを申し上げたいなというふうに思っているところです。

ちょうどこの日は上京してまして、武部代議士と管内の町村長と研修会、交流会をやっていたその夜に、こういうことが起きたということで携帯電話に通知が入ったわけですが、戻って来てすぐ組合長、山上さんも私のところにみえられまして、大変申し訳なかったということで、非常にショックを受けたような表情でうなだれていたのですけれども、原因が今課長からも言ったとおりですので、やはりそういう危険なものというものは、やっぱり中には入れないということは、これからちゃんとやっっていこうということでお話をさせていただいたところです。今後、こういうことが、原因がわかりましたので、そういうことはないようにしっかり対応していきたいというふうに思いますし、負担割合についてもこれから保険で全部対応できる部分は相当数ありますけれども、建物の部分については、持ち出しが出てきますので、そこをどれだけみるかというのは、私としても大雑把な考えはありますけれども、それはちょ

っとお互いに詰め合いながら決めていきたいなというふうに考えているところです。今後、こういうことのないように進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 今白馬議員のほうからいろいろ質問があったわけなのですが、やはり組合側が町に損害を与えたという、結果的になろうかと思えます。私も報告を受けたときに、大したことないなという報告は受けたのですが、委員会の席では、かなりな損害額になっていると。町長含めてそのあたりの認識はどうかと、そういうひとつ疑問点はあったのですが、ペレット協同組合と指定管理を結んでいる協定書、この中の第19条のところに損害賠償についてうたわれているところ。この条文からすると、故意または過失、この2項目で損害賠償のことをうたわれているところですが、今回の消防、警察含めて原因について出されておりますけれども、やはり組合側の過失が100かどうかというのは、町のほうはどういうふうに組んでいるかわかりませんが、私の判断するところでは、想定されるような焼却灰を中に置くということは、あったのではないかと。不可抗力ではないのではないかと。過失が100に近いと、そういうふうに思うところです。この条文を見ると町長は、特別な事情があるときは認めると。一部免除する、いわゆる町が負担するというような条文になっているかと思えます。やはり、町が負担するとなると、町が損害を被ると、当然そういう形になろうかと思えます。その負担の財源というのは、どこから出ると、それあたりをよく考える必要があるのではないかと、そういうふうに思います。担当の課長が今説明した中では、確定してから協議して決めたいと、そういうふうに申し上げておりますけれども、協議をするということは、町の負担も当然視野に入れた中の協議というふうに受け止めておりますけれども、この問題は被害額含めて、あまり町民の方はわからないという形になっておりますけれども、これは知ったときには、それなりの町の責任含めて出てくるのではないかと、そういうように思われます。それで、予算は復旧を急ぐわけですから、それはそれとして、この町が640万含めて機械の部分が100%出るかわからないと、そういう中で後日また協議なされる

と思いますけれども、この負担を町が一部負担をするという形になったときに、監督責任である町長がどういう責任をとるのかわかりませんが、ただ頭を下げて済ませるのか、そのあたりの考え方についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 前段私のほうから説明を一部させていただきます。まず、事業費の被災の状況というか事業費なのですが、電気系統につきましては、実際に損傷している部分につきましては、保安協会にも立ち会いをいただいて見ておりますけれども、全く使えない部分が約半分ございます。そこを線でつなぐということも技術的には可能なのだそうですが、保安協会の指導によって、後々つないだ所からまた電気系統の部分から例えばまた火災がまた起きるなんてことになっては困るということで、全面的に改修をしたほうが電気系統はよろしいのではないかという話もありまして、電気系統については全面改修をさせていただきます。建物につきましては、主に高い部分で言いますと電圧の制御盤というのが中に6面ございます、そのうちの5面が損傷している、焼けたということではないのですが、熱風によってその中に製造機関係の、これすべて全自動といいますか自動で動くものですから、すべての盤にコンピュータが挿入をされているというふうに聞いております。そのコンピュータに損傷が出ているということで、6面のうち5面につきましては、製作をして作りかえをしなければならぬ、これは非常に高く1,200万ほどかかります。外にあります、盤をしまう箱といいますか入れ物ですけども、これについては若干汚れてはいますけども、これについては再利用してもらおうというふうにしてあります。そのほかに施設を前にごらんいただいているかと思うのですが、燃え方のひどい側に近い小袋詰めですとか、フレコン詰め、この近辺の損傷がやはりひどい、影響がひどいということで、これらの機械関係、それから乾燥機関係、それからコンベアー関係、これが3機交換をしなければならぬということで、これにも約1,100万ほどかかるという状況で、事業費が当初想定していた機械のほうにはさほど損傷がないだろうというふうに現場で見ていたわけですが、メーカーのほうから来ていただいて検査をした段階で、今の言いました状況で積算をさせていただきます。

負担割合の関係です。協定書の中の19条の損害賠償のところ、確かに故意、過失



という部分がございます。今議員おっしゃられたように組合のほうに過失があるのではないかということで、組合のほうにも過失はあると思いますが、灰を出す側にも幾分の責任は当然あるだろうというふうに思っています。この灰を組合が回収をして、ボイラーから組合が取り出して回収をしていくということになれば、当然組合側に今以上の過失は出てくるのだろうというふうに思いますけれども、灰を出すのはこちら側でありまして、そこらの注意義務といえますか、そういう部分もあるのではないかというふうに考えています。想定し得ないといえますか、していなかったことが悪いわけでありまして、なかなか通常想定できないところだったというふうに考えています。ちょっと考え方がまずいかもかもしれませんが、ただ、それを中に保管をしたということについては、やっぱり組合のほうがまずいだろうというふうに思っておりますので、100%組合の過失があるというふうには私としては考えておりません。そういったことも含めて事業費が確定した段階で、それぞれの負担割合を検討させていただきたいということで、先ほどお話しをしたところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 負担割合のほうは、今白馬議員さんと山内議員さんでそれぞれまた違うお考えが表明されていますし、そういうものだと思うのです。見方によって変わってくると。それはできるだけ合理的に判断をしたいということで、金額が決まってからというものもありますけれども、金額はそれほど大きく変化があるわけではないというふうに思います。大体これぐらいだろうというのが目算で出てますので、それでこれまでの、例えばそういうケースだとか調べさせていただいて、その判断がこういうことがやっぱり一番合理的に合っているのかなというところを、なお今研究をさせていただきたいと思っておりますし、私の責任につきましても、こういうケースはどんなふうな過去の例も含めてなっているのかということも含めて検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

昼食休憩とします。

休憩 午後 12 時 02 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開いたします。

休憩前に引き続き、本案について質疑を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 午前中にもいろいろお聞きしたところであります。私が申し上げているのは、通常であれば今回の事故については、過失が向こうにあるということは当然だと思います。今、これまでの説明では町の負担もあるというふうに今お答えをいただいておりますが、担当の課長は灰を出す側の責任もあると、その分について町も負担を強いられるというか、そういう形でちょっとお答えがあったのですが、根本的にこの事業については、町が製造施設をつくって、町が受け皿をいわゆる協同組合を組織して頼んだと。そういう町としての大きなところの元にある、町の責任があるのではないかなと。それは、表に出ておりませんが、ただ灰を出す側の責任もあるというぐあいでは、今回の問題はなかなか納得を得るものではないのではないかと、そういうように思います。返して言うならば、町が負担するということになりますと、それあたりを町がそういう事業を立ち上げたと、それから発生しているわけですから、この協定書の 19 条の町長が特別に認めたという、この条文をどういうふうに当てはめて負担するのかわかりませんが、そういうことになった場合にはやはり政策を実施した町長の自ら考えた責任というのを当然形として出さなければうまくないのではないかと。公共施設を 5,000 万近い被害を出したと。保険で対応するから云々ではないのではないかと、そういうふうに考えますけれども、この点について再度お伺いをしたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 今の過失の関係ですけれども、不注意の割合というふうに解されています。当然、先ほども申し上げましたけれども、組合のほうに過失はないというふうに私は考えておりません。もちろん組合のほうにもあります。ただ、灰を出す側にもそういう不注意の割合というふうに考えた場合には、全くゼロというふう

には考えておりません。もちろん施設を管理運営している側で、施設の灰の出し方等について私のほうからこういうことを注意してくれというようなことは言っていませんから、そういう部分も不注意の割合には当然入ってくるものと考えておりますので、全く100%組合の過失だというふうには担当としては考えておりせん。当然、こちら側にも管理運営をしていく上で注意をすべき事項として、組合のほうにそういう喚起をしていなかったというのも事実でありますし、そういうことも含めて担当のほうとしては100%組合が負担すべきものというふうには考えていない。もう一つ過失とはちょっと考え方は離れるのですけれども、白馬議員の質問のときにもちょっと答弁させていただきましたけれども、組合が設立してまだ2年目であると。この施設については、先ほど言ったようにペレットの供給を行っている施設でもありますし、当然町内はもとより町外にも今一部供給を進めております。引き続き安定的なこういった燃料の供給を図っていかなければならないということもありますので、当然組合の今後の運営も十分加味した中で負担割合等について検討させていただきたいということで、先ほど来説明をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今担当課長のほうからご答弁申し上げました。重複するかもしれませんが、基本的に火災を出したという過失は過失という形が当然あるかというぐあいに思います。ただ、もう一方の部分では、町としてエコ対策、それから林地残材対策だとかということで、このペレット工場を必要という形でやってまいりました。そういう意味で今後の運営をどうするかという、片方の段階ではこの大きなそういう問題等がございます。そういう中で始まって間もないこういう協同組合の状況でありまして、十分な蓄えも今のところあるわけではないというぐあいに思っております。なおかつ製造、運営を私どものほうとしては断念をして、それでやめましたという話には当然ならないというようなことで、運営に対する何らかの考慮というのは、私は当然必要になってくるのではないかなというぐあいに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 割合等だとか、100とかゼロとか、いろんな割合があるかと思  
いますけれども、午前中にもお話ししましたように合理的なものというのは協定書  
の中から例えば町長が認めるものといっても、どこまでどんなふうに認めるべきなの  
かというのは、それはどういう項目にも入っているのですけれども、あいまいな部分  
というのがあります。そこにやっぱり必要な合理性というのは必要だと思いますので、  
例えばそういったものを扱っている保険会社の参考意見を聞くだとか、あるいは町村  
会等で持っている法務支援室だとか、そういう何かあったときに相談に乗るシステム  
というのも町村会そのものでありますので、そういうところのものを聞きながら、な  
るほどこういう形だなというものができましたら、またお示ししたいということ  
ですので、関連して私の部分についても同じようなことが言えるのではないかという  
ふうに思いますので、今はそういうふうに思っているということでございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 担当課長が言っていることは、これは私もわからないわけ  
ではないのです。町が進めている事業を組合が受けていると。町がほとんど製品につ  
いて受け取っているわけですから、灰の問題についてどういうやり取りがあったかわ  
かりませんが、やはり議会というものは、そういうものをあいまいにしてこの損害  
について負担をするということを認めるのはいかなものかなと。やはり、明確にし  
て負担するものは負担すると、そういうきちっとした説明、それから責任の分野含  
めて示すのが町側の役目ではないかと。それをあいまいにして損害を町がこうむる  
ということについては、おかしいのではないかとということを申し上げております。

副町長が言うのもわかります。先ほど私が言ったとおり組合に押し付けたとい  
うことではないのですけれども、組合をつくらせて、そこに製造を任せていると。それを我々  
もわからないわけではないのですけれども、こういうのは将来前例となって出てくる  
のではないかと心配があるわけです。指定管理というのは、たくさん私の町はこれ  
からも増えるでしょうし、そうした中でやはりきちっとした考え方を持っていなけ  
ばうまくないのではないかと。町長は、先ほど認めるものをどこの条例でもあると、  
それは当たり前な話、ある程度逃げ道はあると思うのですけれども、そこはやむを得  
ない事情とかいろいろ勘案して、やり取りする部分の条例の部分ではないかなと、そ

ういうように思います。今回のことについては、明確になっている以上、明確な説明責任が町長としてはあるのではないかと、そういうふうには私は申し上げているので、再度それあたりについてお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） 前段私のほうから繰り返しになるかもしれませんが、負担の部分につきまして、決してあいまいにしたいということで話しているわけではありません。先ほども言いましたように、額がきちっと確定した段階で再度相談をさせていただきたいというのは再三申し上げております。あいまいにして町のほうが勝手に負担をするなんていうことは考えておりませんので、もちろん先ほど言いましたように組合の状況も踏まえて、組合とも十分協議をさせていただきたいと。それらの協議の内容につきましても、ご説明申し上げて町の考え方を額が確定した段階で再度協議をしてさせていただきたいということで申し上げているところであります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町長が認めるものという条項、条例の中にさまざまありますけれども、これは今議員がおっしゃいましたようにやむを得ない部分というのは想定されるので、そういうものができていると思うのですけれども、そのやむを得ない部分というのもケースバイケースで、さまざまなことが出てくると思うのです。このケースの場合、そういうふうなものなのかというのを、それをちょっと研究させていただきたいということをおっしゃっているわけですので、議員がおっしゃるような前例となるよということですから、前例となることになっていきますので、ですから慎重にそれは判断させていただきたいということで、そういう時間もとらせていただきたいと思います。

ただ、今回は、こういうことが起きた上で行政報告でも町民の皆さんに、行政報告をするということは町民の皆さんに言うということですので、まずお詫びを申し上げたいということで、そのあとペレットの安定供給等々、今冬を迎えていますので、とりあえずこれは早急に直さなければなりませんので、これはすべてここに書いてありますように、一般財源で予算化をしていますけれども、後ほど保険の額等々が固まってきた特定財源として後でまた補正があるというふうなことでございますので、その

部分についてまた議会を通じて出てくるということになりますので、そういったところまでには、きちんとした対応が図られるというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 私もペレットの関係で、重複しない範囲で若干感じていることやなんかについて質問をします。中には警鐘も含めてということでございますけれども、やっぱり公的施設の火災については、我々の記憶でもほとんどないということで、前代まれにみる火災だったかなというふうな感じが率直にいたします。山内議員も言いましたけども、指定管理者施設いろいろありますけども、特にやはり森の健康館はお客さんをあれして遠いというふうな問題もありますので、やはり今回の負担ルールというか、そういうものについてはケースバイケースもありますけども、やっぱり基本的には町民も納得できるような、そういうふうなルールづくりが必要なのかなという思いもいたしますので、その点について、まず前段話をしておきます。

それとあわせて、町の公共施設いっぱいありますけども、やっぱりこういう例を教訓にして、ほかの施設も火災注意の喚起や何かについても、あわせてやはり不幸を幸いにするというか、そういう形で喚起をしたほうがいいのではないのかなというふうな思いがしますので、お話しをしておきたいと思います。

それと、もう一つについては、火に関するものはやはりいざとなったらこれは待たなしで燃えてしまうというふうなことがあります。それでこれは修繕料に関係すると思うのですが、特に火に関するガス、電気、暖房、こういうふうなものについては、そのほかにも当初想定外のいろんな住民要望も出てくると思いますので、当初予算でやっぱり福祉だとか、社会教育だとか、施設群を多く抱えている部署については額面的にはどうかわかりませんが、30万、50万ぐらいのこういう緊急営繕なり、住民要望に対応する予算計上が必要ではないのかなという思いがいたしますので、この点をお話しをしておきます。

それと、3点目、ちょっとこれくどくなりますけども、今回行政報告で町長の謝罪がありましたけども、私産建委員会では言わなかったのですけども、委員会において

も当然やはり挨拶をするという礼儀作法を説く町ですから、やはり委員会においても開口一番謝罪の言葉を私はほしかったなというふうな思いが今でもしております。そんなようなことで、この点についてはご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それともう一つ、15 ページの給与関係のことなのですが、時間外関係、ざっと拾ったら10款程度ぐらいにわたって多額、少額いろいろ載っています。それで、特に当初予算よりオーバーして今回計上になっているのが、社会福祉総務費、農業総務費、林業総務費、この辺が当初予算をオーバーして倍以上の補正というふうなことですが、当初に4%給与費総額の計上をしていると思いますけども、大半の人件費は△で落ちているのではないかなというふうに私は見ましたけども、なぜ時間外だけがアップになったのか、要因、原因について説明をお願いしたいというふうに思います。

それともう一つは、今回こういうふうに520万近い補正額になるのではないかなというふうになるのですけども、今回補正後、約何%ぐらいの時間外の比率になるのか、これをお知らせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） まず、私のほうから、これは産業課には限りません。今議員おっしゃった以降の管理運営に注意を払うということで、ペレット製造施設のほかにも堆肥センターですとか、木材工芸館、産業課でいえばそういうものがありますので、実は29日に火災がありまして30日の朝です、町長は上京していたわけですが、副町長から朝8時半に全員集合して、今回の火災の状況含めて、そこからなおかつ管理している施設等の徹底について指示を受けたところでありまして、そのほかのルール分ですとか、その分については、ちょっと私のほうからは…。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） まず、前段の他の公共施設の火災等の注意喚起の関係ですけれども、これまでも台風だとか大雨だとか、あるいは大風、そういった警報が出るときには、そういった情報を得た段階で町長、副町長のほうから施設の管理者のほうに建物の安全、それから見回り等含めて万全な体制をとるようというふうに指導、

指示していますけれども、今お話しのごことはもっともでありますので、火災の件も今回こういったことがありましたので、あわせて注意喚起という形でそういった場を設けていきたいというふうに考えています。

それから、時間外の関係ですけれども、当初よりオーバーしているというご指摘がありました。この件につきましては本当に毎年のことで、ちょっと心苦しいというふうな感じを持っています。ちょっと19年からの時間外の補正の額を申し上げますと、19年度が406万2,000円、20年度が658万5,000円、21年度が382万4,000円、昨年度が591万という形で当初に比べて補正をお願いしてきています。その時々理由があって、そういったふうに時間外が膨らんでいるわけですけれども、今回ご指摘のとおり社会福祉総務費、それから林業、それから農業関係の予算につきましては、社会福祉関係につきましては、今御存じのとおり介護計画、それから福祉計画、障がい計画、そういったような計画、それから子ども手当に関する事務処理の体制が変わるといふようなことで、これが4月の当初からある程度恒常的に続いてきているというふうな状況にあります。それから産業関係につきましては、5月、6月と会計検査が2か月続いたという異例の事態があったということが大きな要因ですけれども、今現在進めておりますグリーンツーリズム、その受け入れ体制の準備、それから今オーガニック牛乳等の部分で全国的に今注目を集めていますけれども、そういった事務局も産業課のほうで持っているというふうなことで、それに対する事務対応ということで、それなりに時間外が膨らむ要因はあるのですけれども、当初やっぱり4%という枠で皆さんのほうに協力をお願いしていますので、できるだけ勤務時間内に事務処理するようということで金曜日にノー残業デーとか、そういったようなことも設けながら対応していますけれども、実態としてこういうふうに膨らんでいるということに対しては、さらに皆さんに協力を求めていきたいというふうに思っているところです。毎年、お願いしている額というのが400万から600万ぐらいに近い額をお願いしていますけれども、当初予算の中には除雪費、災害費、選挙費、それに係る事務処理に係る分についてはみておりませんので、そういった分が4%から膨らんでいくというふうなことで、じゃあ果たして今津別の状況はどうなのかということで、他の町も調べてみたのですけれども、大空町、清里町、置戸町、網走、これは当初予算の段階で6%、網走は7%



ということで枠を確保しています。それ以外の町村については、ほとんど本町と同じように4%ということですが、大体どこも当初予算よりは膨らんでいるということで、どういふふう改善をしていくかということで、前般の総務課長会議の中でもちょっと話題になったところであります。

いずれにいたしましても、当初決めました4%にできるだけそこからはみ出ないように、さらに事務改善等を行いながら工夫をしていきたいというふうに思っています。それから、当初予算との比率でありますけれども、19年度は当初4%枠に対しまして、4.8%、20年度は同じく5.3%、21年度が4.8%、それから22年度が5.3%、23年度今の状況からいくと5.3%ぐらいになると、今後除雪等の状況によって変わってきますけれども、平成15年に6%の枠でやっていたものを4%に変えて、その域にはいませんけれども、いずれにしても膨らまないように努力していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 修繕料の予算の計上の仕方についてご質問があったというふうに思います。議員おっしゃるとおり即時処理分として修繕料を各款項目の中で計上する、事業別の中で計上するというについては理解をするところでございますけれども、一定毎年度予算編成をする段階で指示してございますのは、きちっと事業別予算を含めてゼロベースからきちっと見直していただきたいというのが基本的な考え方でありまして、そういう中でやっぱり各施設を持っている所管の課は、一定程度やっぱり実態を把握しながら予算を計上すべきだと。その即時処理的な修繕料的なものについては、極力少なくしていただきたいという考え方に立っております。しかしながら今予算編成の時期でありますので、議員のおっしゃったことも含めて今後検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 指定管理者におけるルールづくりをというお話がございました。これは率直に言いまして、どういう形にできるのかなと、私の中でもちょっと思うところがありますけれども、ただやっぱりそういう意味で指定管理におけるルー

ルをどういうぐあいにつくっていくかということ自体も、ちょっとできるのかどうかを含めて検討がいるのだらうなど、この場で即断してやれるということでもないし、やれないということでもないのかなというぐあいに思いますので、そういう部分ではちょっと検討する時間をいただければなというぐあいに思うところでございます。

それから、ちょっと時間外の関係に触れさせていただきますけども、今総務課長のほうから詳しい状況報告をさせていただきました。平成15年に4%の枠をつくったというのは、この管内の中でも津別が最初だったかというぐあいに思うぐらい、そういう厳しい状況でやらせていただきました。実は、それ以降も職員数は漸減をしていっているところであります。今年も3月までに10名の方が退職し、そのうち7名が一般職ということであります。それを3名採用したとしても、業務量はなかなか埋まらないということは明白だと思うのですが、やっぱりそういう状況の中でも、とりあえずこの段階まで頑張ったという点はあるのだらうというぐあいに思います。じゃあ、来年以降も増えないで、この程度でできるのかどうかということは今言ったような状況踏まえて非常に難しいのかなと。でもやはり職員のこの健康管理だとかということも当然考えていくと、人は減っていくけど仕事だけは頼むぞというようなことだけでは、ちょっとやっぱり済まないところも含めてあるというようなことから、やっぱり健康管理ですとか、全体を考えながらこの問題については対応していきたいなというぐあいに思っておりますので、そういう意味でちょっとご理解をいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 火災の注意喚起もあります。委員会のほうは、大変もう一度ちょっと私のほうも言わなかったかどうか、自分のメモもありますので見させていただきたいと思っておりますけれども、大変申し訳ありませんでした。

それで、注意喚起のほうは、明日から歳末の火災の防止、特別警戒期間ということで31日まで入ることになっています。その間、また年明けにもなりますけれども、2日、既に終わっていますけれども、防火管理者の懇談会だとか研修会等々も開かれていますので、そういうところにも各施設、町内、民間も含めて皆さんお集まりになって火災を出さないようなことの打ち合わせをしておりますので、そういうところにも

積極的に当然町の施設の防火管理者等もたくさんおりますので、出させて研修を受けさせていきたいなというふうに思います。

それから、今月の 28 日暮れには消防署長とともに各団員の、夜ずっと 10 時ぐらいまで警戒にあたるような形で訪問することになっておりますので、4 分団ともそれぞれこれまでの経過をちょっとお話しをさせていただきながら、十分注意を、私自身も含めて広域の副管理者という立場もありますので、お話しをしていきたいというふうに思います。たまたま、今年は火災発生が 2 件ということで、車両火災とそれから今回のペレットの家屋の火災ということで、この 1 年間の中で 2 件発生したわけですが、残念ながらその家屋の部分が町の施設だったというのが非常に残念に思っておりますので、私自身も十分に反省しながら、これから取り進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） まず 1 点目は、5 ページの先ほど担当の人からへき地保育所の保育料が△で 217 万 2,000 円で課税区分が違ったということと、転出された子がいるということなのですが、例年 1,000 万くらいだったかというふうに思うのですが、数字がちょっと違えば別ですけども、一気に 200 万も収入減になるというのは結構大きな数字じゃないかというふうに思っています。この辺で、そんなにたくさん転出があったのかどうかということをお聞きしたいと思います。それにあわせてかかる経費のところは上がるような状況にあって、1,000 万の 200 万というのはすごく大きな数字だと私は思ったので、ちょっとこの点だけお聞きしたいと思います。平均 5,000 円の保育料で何人出て行ったのか、それで課税も 4 段階か 5 段階でそんな大きな数字ではないというふうに思っていますので、ちょっと内容を教えていただきたいというふうに思います。

もう 1 点は、社会福祉管理費でページ数が 27 ページかと思えます。備品購入でメール発信というふうな話だったように記憶していますが、もうちょっと具体的に内容を教えていただきたいというふうに思います。2 点です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいまの 5 ページのへき地保育所の保育料の減

額についてですが、理由は今篠原議員のほうから言われましたとおり、賦課額の保育所の所得課税区分の決定によりまして調定額が減になったということですが、当初の大きいところでは、当初の中で2歳未満の一番高いところで3万5,000円という月額保育料の方がおりましたが、その部分が当初昨年の実績からいって3名という予算計上を行っていたのですが、実際のところは、ここは1名ということで、約これで年額で84万の減額になっております。また2歳以上の一番最高額の部分で1万3,000円という方が当初予算では15名の予算計上を見込んでいたのですが、実際はここが12名ということで、3人ここで減ったということで、この部分で46万8,000円の減額になっております。また、同じように2歳以上の所得区分では6段階になりますが月額1万1,000円の方、ここが10名ということで予算を見込んでおりましたが、実際は5名という形になっております。逆に一番所得段階が低い月額3,000円という区分の部分、当初予算では2名でしたが、ここが4名とか、あるいは所得課税区分の5,000円の一部が3名のところが5名という形で、いわゆる母子世帯で子どもさんを預けている、そういうような家庭が若干増えたというようなこともありまして、逆に所得の今まで高かったといった部分が下がったということもありまして、そういった部分をトータルしますと210万ぐらいの減額が発生したと、そういう理由でございます。

次の歳出のほうの社会福祉管理経費の部分でございますが、この事業は道の基金事業でございまして、地域支え合い体制づくり事業ということで、平成23年度のみ道の基金事業で、地域における社会的弱者の日常的な支え合い活動の体制づくりに対する補助金という形でございます。今回、この予算計上を行いましたのは、今年の7月に関係機関27団体によりまして津別町SOSネットワークという会議を立ち上げたところです。この会議は今認知症の高齢者が増加をしてきておりまして、徘徊の事案が年に数回発生をしてきているというような状況であります。それで徘徊による高齢者の事故を未然に防いでいこうということで早期に発見するシステムだとか、あるいはいなくなったときに関係機関が相互に連絡を取り合って高齢者を見守っていこうと、そういうような形で、このSOSネットワーク会議を立ち上げたところでございます。それで、いざこういう事案が起きたときに、関係機関にこの高齢者の情報を流すときに、現在は電話だとか、あるいはファックス等を利用しておりますので、なかなかそ

の時間的な部分がロスタイムが生じてくるというような形になっております。今回、備品購入費で購入を予定しております部分については、携帯電話をいたしましたメール配信システムの機器を購入をする予定になっております。この機器を行うことによって今は事前にこういう行方不明になりそうなお年寄りの方、家族の同意を得まして町のほうに登録をしてもらおうと、そんなような呼びかけも行ってきておりますが、こういう登録をした方、あるいは登録をしていない方でも行方不明だよというようなことで、警察のほうに連絡がきて、警察のほうから私どもの事務局に連絡が来ましたら、その登録をされた住民の方々、その方にメールでこういった本人の身体状況だとか、こういったような方が行方不明になりましたというようなことで、そういう連絡を行う、それがメール配信システムでございます。この経費を備品購入費で予定をしているところであります。また、その前の印刷製本費につきましては、この制度の周知だとか、あるいは認知症に対する住民の方への理解を深めていくための啓発パンフレットを予定をしているのと、あと高齢者の安心カードということで、ひとり暮らしの方が何か具合が悪くなったとかいったときに、社協でも今行ってきておりますけど、家族の連絡先だとか、あるいはかかりつけの病院だとか、そういった部分を独居高齢者、あるいは高齢者のみの夫婦世帯だとか、そういったところを中心としながら、そういうカードの配布や何かこの印刷製本費を使いまして予定をしているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 保育料の減になったのはゼロ歳児というのですか、そっちのほうの比較的保育料の高いというようなところ、2万、3万というのを忘れて1桁違いの普通の3歳以上の子だったらすごい数になるなというふうに思ったのですが、動向はやむを得ないかなというふうなことなのですけども、でもある程度の数字というのは収入がある程度あって、支出もどういうふうに考えているかということがあれば、あまり見込みが違わないというか、そういうようなことと、それと転出が出たからといってすぐ先生の数がどうこうというふうにはなかなかいかないと思うのですけども、当初にきちっとどれぐらいの体制でどんなふうになっていくかということというのは、もうちょっと押さえていただきたいなというふうに思いました。

それから、今のSOSネットワークでこういう事業をすることだったのですが、認知症のための講座も私2回ほど聞きに行ったのですが、関心は結構高くなっていて、よそでは模擬体験みたいなことというのでしょうか、テレビニュースで見たことなのですけど、そういうのもあるのですが、なかなか関心が薄いのかどうか、講座があるときには行って聞いて、オレンジの何かももらっているのですが、その後がなかなか見えなかったりしているので、今回そういう啓発のパンフをつくらせるとか実際に想定される人にはカードとかを持って歩いて、それはちょっと違っているかもしれない、そういうのがあると次に連絡が付きやすいかなというふうなこともあるので、これから何人に1人とかというのではないのですが、何歳以上になると何人にとことなので、やっぱりそういうところの予防に万全を期していかなきゃならないのかなというふうに思いますので、この内容についてはわかりました。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 学校給食のことについてお尋ねしたいのですが、ページ数で言うと63ページあたりになるかと思うのですが、直接この管理経費には関係ないと思いますが、最近、3.11以来、放射能汚染ということで北海道の中でも札幌市や倶知安町とか学校給食の食材の放射線の測定を始めるというようなことで報道されているのですが、津別町は学校給食を単独で食材を仕入れているわけではないように聞いておりますけれども、その辺の安全性、福島ばかりじゃなくて、その近隣も放射能汚染があったということで、千葉だとか神奈川県とか、あの辺りが群馬の辺りとか、そういうような所もたまたま放射能が出たとかというような話も聞いているのですが、そういうことについて学校給食を担当している教育委員会としてはどのような手立てというか、方策というか、そういうものをとられているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 学校給食センター主幹。

○学校給食センター主幹（成田信雄君） ただいまの学校給食の食材の関係でございますが、現在、町で使用している部分については地元のを優先しております。網走管内、道産を主に使っておりますけれども、それ以外のものについては福島だとか、

放射能の関係の市場を通さない部分を優先的に選んで使用しているというような状況でございます。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） いたずらに危険だ、危険だというふうに騒ぐというのは私も控えたいというふうに思いますけれども、やはり昨日ですか子どもたちの安全ということで、今までは安全と言われた200ミリシーベルトを100にするとか50にするとかというふうな、そういうふうな措置も政府によってやられていますので、その辺本当に私もわからないのですけども、体内被曝とか、そういうことに親御さんたちが神経質になっているというのもわからないわけでありませぬので、その辺本当に抜かりなくやっていただければというふうにお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 学校給食センター主幹。

○学校給食センター主幹（成田信雄君） 当然、今回の福島等の放射能汚染等によりまして父兄についても心配をしていらっしゃる方が多いと思いますので、11月の給食だよりも食材の関係につきまして、そういうものは使っていないというようなことで父兄に対しまして給食だより等を使いまして周知をしているところでございます。今後もそういうような地産地消という観点から、なるべく北海道産、地元産を使った中で給食をつくっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 75 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 75 号 平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 75 号 平成 23 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由でも申し上げましたように、歳出では人事院勧告等に伴う給与費及び国保税の決定に伴う保険給付費の増並びに前年度繰越金の積み立てに伴う基金積立金の追加が主なものであり、歳入では賦課決定に伴う国民健康保険税及び交付額決定による療養給付費交付金の増並びに一般会計及び国保基金繰入金と繰越金の追加を主な内容とする補正であります。第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,021 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 6,167 万 2,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 8 ページ、9 ページをお開き願います。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきまして、給与費といたしまして、人事院勧告に伴う減と時間外の増に伴う、合わせて 8 万 5,000 円の追加補正であります。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 2 退職被保険者等療養費におきまして、退職被保険者等療養費としまして、退職者被保険者の国保税分や療養給付費交付金の決定分などで 1,003 万 2,000 円の追加補正であります。

款 3、項 1、目 1 後期高齢者支援金におきまして、後期高齢者支援金としまして一般被保険者及び退職者被保険者の国保税の増に伴い 241 万 1,000 円の追加補正であります。



次のページになりますが款6、項1、目1介護納付金につきましても款3と同様の事由により241万1,000円の追加補正であります。

款8保健事業費、項1、目1特定健康診査等事業費におきまして、健康診査等事業としまして、予定していた臨時栄養士の配置ができなかったことから101万8,000円の減額補正であります。

款9、項1、目1基金積立金におきまして、国民健康保険基金積立金としまして前年度繰越金を積み立てることとしまして623万5,000円の追加補正であります。

失礼しました、戻っていただきまして款3、項1、目1の金額241万1,000円と申し上げましたが、244万1,000円の誤りですのでよろしくお願いいたします。言い方が間違えましたので申し訳ありません。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので4ページ、5ページをお開き願います。款1、項1国民健康保険税の目1一般被保険者国民健康保険税及び目2退職者被保険者等国民健康保険税におきまして、今年度の賦課に伴いまして、それぞれの節の現年課税分につきまして増減の補正をするもので、全体で1,507万1,000円の追加補正であります。

款3、項1、目1療養給付費交付金におきまして、交付額の決定に伴いまして、節1現年度分で840万9,000円、後期高齢者支援金分で277万4,000円、節2の過年度分としまして281万9,000円とそれぞれ追加補正であります。

款4、項1、目1前期高齢者支援金におきまして、財源調整としまして43万2,000円。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金におきまして、国保基金の利息分としまして5,000円それぞれ減額補正であります。

款8繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金におきまして、国保基金安定交付金の交付申請に伴いまして保険基盤安定繰入金としまして353万円の減額補正、その他一般会計繰入金として国保財政安定化支援事業、人件費、一般事務分で451万8,000円の減額補正であります。

次のページにかけまして項2基金繰入金、目1国保基金繰入金におきまして財源調整によります751万7,000円の減額補正であります。

款 9、項 1 繰越金、目 2 その他繰越金につきましては、前年度繰越分としまして 714 万 5,000 円の追加補正であります。

それでは、条文に戻っていただきまして第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第 1 表で整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 75 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 76 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 76 号 平成 23 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 76 号 平成 23 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように、歳出では保険

料及び保険基盤安定負担金の決定等に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の追加であり、歳入では、賦課決定に伴う後期高齢者医療保険料及び繰越金の追加という内容になります。第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ322万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,892万9,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをお開き願います。款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、後期高齢者医療広域連合納付金のうち事務負担金では、広域連合事務負担金の額の確定によりまして38万5,000円の減額補正、保険料等負担金では保険基盤安定分の補助金や保険料等の増によりまして361万4,000円の追加補正であります。

続きまして歳入をご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開き願います。款1、項1後期高齢者医療保険料につきましては、目1特別徴収保険料現年度分として253万1,000円の追加、目2普通徴収保険料現年度分として29万8,000円の追加、滞納繰越分で5,000円の減額、合わせて282万4,000円の追加補正となります。

款3繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、目1事務費繰入金現年分として広域連合事務負担金清算分で38万5,000円、一般事務費として繰越金充当分を含め30万1,000円、合わせて68万6,000円の減額補正となります。

同じく、目2保険基盤安定繰入金、現年度分で保険基盤安定分の補助金が示されたことにより77万3,000円の追加補正となります。

款4、項1、目1繰越金につきましては、前年度繰越金で31万8,000円の増額補正となります。

それでは、第1条の第2項に戻っていただきまして、第1表においては、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしく願います。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第77号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第77号 平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(山田英孝君) ただいま上程となりました議案第77号 平成23年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由にも申し上げたように、歳出では人事院勧告等に伴う給与費及び事業実績に伴う保険給付費の調整などが主なものであり、歳入では、賦課決定による保険料の増及び事業費の調整や増に伴う国庫支出金の追加などによる補正であります。第1条につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ65万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,860万9,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので8ページ、9ページをごらんいただきたいと思えます。款1総務費、総務管理費、一般管理費の給与費は、人事院勧告に伴う給料の減額と時間外手当の増などで21万1,000円の追加であります。

次の款2保険給付費は居宅介護サービス給付費で、訪問介護、訪問入浴、短期入所生活介護、短期療養介護サービスで、当初見込みよりも利用者増により1,000万円の追加、施設介護サービス給付費は、入院等による事業精査によりまして1,100万円の減額。10ページ、11ページをお開き願いますが、居宅介護サービス計画給付費として

ケアプラン作成件数増により 100 万円の追加となります。

次の款 3 地域支援事業費は、事業精査に伴いまして介護予防特定高齢者施策事業費で 1 万 3,000 円の増、総務管理費で 1 万 3,000 円の増額補正となります。

款 4 基金積立金は、基金利息及び平成 22 年度繰越金積立に伴い 41 万 7,000 円の追加補正となります。

款 6 諸支出金の国庫支出金等償還金は、12 ページ、13 ページをお開きください。平成 18 年度、19 年度の介護給付費負担金の再確定に伴う道費の超過交付金償還金として 3,000 円の追加補正となります。

続きまして、歳入にお戻りいただきたいと思えます。4 ページ、5 ページです。款 1 保険料は、当初賦課額の確定により特別徴収分が 14 万 6,000 円の減額、普通徴収分で 41 万 2,000 円の追加となります。

次の款 3 国庫支出金、国庫負担金と次の款 5 道支出金の道負担金、保険給付費内の予算組みかえに伴いまして介護給付費負担金の財源補正となります。

また、国庫補助金と款 4 の支払基金交付金、道支出金の道補助金、款 7 繰入金の一般会計繰入金の地域支援介護予防事業繰入金及び地域支援、包括的支援、任意事業繰入金は、地域支援事業費の増に伴う追加補正となります。

款 6 の財産収入、利子及び配当金は、基金利子で 2,000 円の減額です。

款 7 繰入金で 6 ページ、7 ページになりますが、その他一般会計繰入金は事務費繰入分として 21 万 1,000 円の追加です。基金繰入金については、介護給付費準備基金繰入金で 25 万 7,000 円を減額するものです。

款 8 繰越金は、前年度繰越金として 41 万 9,000 円を増額補正するものです。

では、第 1 表に戻っていただきまして、ただいま歳入歳出で説明をいたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理をし、第 1 条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時15分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

#### ◎議案第78号

○議長(鹿中順一君) 日程第17、議案第78号 平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹(清野敏幸君) ただいま上程されました議案第78号 平成23年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)につきまして内容のご説明を申し上げます。

補正の主な理由といたしましては、先の提案理由で申し上げましたように歳出では、給与改定等に伴う給与費の減額及び特養、デイサービス居宅介護支援事業所における事業費の精査、歳入ではサービス収入及び繰入金の減額並びに決算余剰金による繰越金の追加補正であります。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に127万2,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,787万5,000円とするものでございます。

歳出のほうからご説明申し上げますので6ページ、7ページをごらん願います。款1施設管理費、目1特養施設費におきまして164万2,000円の追加をお願いするものであります。内訳といたしまして給与費におきまして30万6,000円の減額、特養施設運営費91万8,000円の追加でございますが、賃金110万円の追加は、正規職員の長期休業に伴う臨時職員の賃金の追加でございます。需用費、賄い材料費18万2,000円の減額は入園者の減少に伴うものでございます。特養施設管理経費95万円の追加でございますが需用費、修繕料20万円の追加は、今後を見込みまして追加するものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。役務費1万5,000円、備品購入費73万5,000円の追加は、特養、デイサービス各施設の電話回線について、平成6年に設置した電話回線を使用しておりましたが、老朽化により使用不可能となったことから新たに電話回線を設置する費用の追加でございます。短期入所事業経費8万円の追加でございますが、入所者の増加に伴う賄い材料費の追加でございます。次に、目2デイサービス費におきまして39万2,000円の減額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、給与費におきまして4万円の減額、デイサービス運営経費35万2,000円の減額でございますが、需用費、燃料費16万8,000円の追加は新車購入に伴う燃料の変更により単価アップ等による追加、役務費、保険料7,000円の追加は新車購入に伴う旧車両等の車両共済保険料の差額分の追加でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。備品購入費52万7,000円の減額でございますが、デイサービス送迎車両購入に伴う執行残として36万3,000円、温冷配膳車購入に伴う執行残として16万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

款2介護支援事業費、目1介護支援事業費におきまして2万2,000円の追加でございますが、給与費1万2,000円の減額、需用費、燃料、車両用として3万4,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入にお戻りいただきまして4ページ、5ページをお開き願います。款1サービス収入、目1施設介護サービス収入、節1特別養護老人ホーム利用料収入

におきまして 332 万円の減額でございますが、7 月頃より入園者の入院の増加に伴い入園利用者数が減少したことに伴い減額補正をお願いするものでございます。目 2 居宅介護サービス収入、節 1 短期入所介護給付利用料収入 208 万 5,000 円の追加は、入所者の増加に伴うことによるものであり、節 2 短期入所予防給付利用料収入 13 万円の減額は、要支援利用者の 4 月以降の利用がなかったことにより減額するものであります。目 3 居宅介護サービス計画費収入、節 1 居宅ケアプラン作成料利用収入 2 万 2,000 円の追加は、ケアプラン作成件数の増加によるものでございます。項 2 自己負担金収入、節 1 特別養護老人ホーム自己負担分 96 万 5,000 円の減額、節 2 短期入所介護給付自己負担分 65 万 4,000 円の追加、節 3 短期入所予防給付自己負担分 3 万円の減額は、それぞれ先ほどご説明しました内容により補正をお願いするものでございます。

款 2 繰入金、目 1 一般会計繰入金 36 万 3,000 円の減額は、先ほど歳出で説明しました車両購入に伴う執行残 36 万 3,000 円の減額補正をお願いしたところでございますが、財源を一般会計繰入金からみていたことから同額を減額するものでございます。

款 3 繰越金、目 1 繰越金、節 1 前年度繰越金 331 万 9,000 円の追加は、前年度繰越金 401 万 3,000 円のうち、9 月定例会において、先に 69 万 4,000 円の補正をお願いしましたが、その差額分について今回補正をお願いするものでございます。

それでは、最初の条文にお戻りいただきまして、第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明申し上げた内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 78 号を採決します。



この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 79 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 79 号 平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 79 号 平成 23 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、給与改定に伴う人件費の精査、事業完了精査及び経常経費の精査が主なものとなっております。

それでは下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）をお開きください。第 1 条におきまして、歳入歳出それぞれ 40 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,994 万 4,000 円とするものであります。

歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、目 1 一般管理費の給与費につきましては、給与改定及び時間外手当等の追加により 17 万 1,000 円を追加するものです。

款 2 特環下水道費、目 1 管渠管理費の管渠管理経費工事請負費につきましては、町道 186 号線及び町道 70 号線の改良舗装工事に伴う公共汚水柵布設替工事ですが、事業完了により 39 万円を減額するものです。マンホール内ポンプ管理経費につきましては、電気料について精査により 2 万 8,000 円を追加するものです。処理場管理費、処理場管理経費につきましては 15 万 1,000 円の減額となりますが、8 ページ、9 ページをお開きください。内訳といたしまして車両用、暖房用、管理用の燃料費、光熱水費の電気料を合わせて需用費で 16 万 4,000 円の追加、第 2 系水処理施設改築診断調査業務の

完了精査により、委託料を 31 万 5,000 円減額するものです。

項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費、管渠等施設整備事業（補助）に係る工事請負費につきましては、汚水マンホール蓋改修工事の完了により 14 万 5,000 円を減額するものです。管渠等施設整備事業（単独）につきましては、道協議等のための旅費について 7 万 3,000 円の追加、工事請負費 5 万 3,000 円につきましては、汚水管渠補修工事の完了により減額するものです。

款 3 個別排水費、目 1 個別排水管理費の個別排水管理経費の役務費についても浄化槽の法定検査の事業精査により 4 万 8,000 円を減額するものです。

続きまして 10 ページ、11 ページをお開きください。款 4 集落排水事業、目 1 集落排水事業管理費につきましては、処理場管理経費について事業見込みにより電気料 16 万 2,000 円を追加するものです。

款 5 公債費、目 2 利子につきましては、利子の精査等により 5 万 4,000 円を減額するものです。

次に歳入の 4 ページ、5 ページをお開きください。款 2 使用料及び手数料、目 1 下水道手数料につきましては、給水設備検査件数の増により 2,000 円を追加するものです。

款 3 国庫支出金、目 1 下水道国庫支出金の社会資本整備総合交付金につきましては、事業の完了精査により 6 万 6,000 円を減額するものです。

款 4 繰入金、目 1 一般会計繰入金は、歳出の精査及び繰越金の確定により一般会計繰入金を 249 万 8,000 円減額するものです。

款 5 繰越金、前年度繰越金の確定により 254 万 5,000 円を追加するものです。

款 6 諸収入、目 1 雑入は、歳出の公共汚水柵布設替工事の完了に伴い 39 万円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま申し上げましたものを款項区分ごとに整理いたしましたものです。

以上、説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 79 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 80 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 80 号 平成 23 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 80 号 平成 23 年度簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、給与改定に伴う人件費の精査及び事業の完了精査によるものです。第 1 条におきまして歳入、歳出それぞれ 39 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5,061 万 8,000 円とするものです。

それでは歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、目 1 一般管理費、給与費において、給与改定による精査及び時間外手当等の追加により 3 万 3,000 円を追加するものです。給水施設管理経費につきましては、道有林の土地借上料が無償となったことから、使用料及び賃借料について 7,000 円を減額するものです。給水施設整備事業につきましては、事業の完了による精査で、工事請負費については 41 万

8,000 円を減額するものです。内訳といたしまして量水器更新工事で 6 万 3,000 円、布川地区減圧弁更新工事で 14 万 5,000 円、相生クラフトビレッジへの給水ポンプ更新工事で 21 万円をそれぞれ減額するものです。

歳入の 4 ページ、5 ページをお開きください。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金 77 万 1,000 円の減額は歳出の精査及び前年度繰越金の確定によるものであります。

款 4 繰越金、目 1 繰越金、37 万 9,000 円の追加は、前年度繰越金の確定によるものです。

最初の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま申し上げましたものを款項区分に整理したものであります。

以上、説明申し上げましたのでご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 80 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 81 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 81 号 平成 23 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 81 号 平成 23 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり収益的収入及び支出については給与改定に伴う人件費の精査等であり、資本的収入及び支出については事業完了精査が主なものとなっております。

最初に、収益的収入及び支出から説明申し上げます。3 ページをお開きください。今回の補正における収益的収入及び支出は歳出のみとなっております。款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 総係費の 1 万 7,000 円の減額は、給与改定及び時間外手当の追加によるもので、給与で 8,000 円の減額、手当等で 2 万 7,000 円を追加、賃金で 3 万 6,000 円の減額、法定福利費で 1 万 6,000 円の減額、手数料で 2,000 円の追加、負担金で 1 万 4,000 円の追加をするものです。目 5 資産減耗費、固定資産除却費につきましては、計装機更新に伴ない計装機部品について除却処分を行おうとするものです。

次に、4 ページの資本的収入及び支出ですが、収入におきましては款 1 資本的収入、目 1 工事負担金について、町道 186 号線及び町道 70 号線の改良舗装工事に伴う配水管移設工事の確定により 12 万 5,000 円を減額するものです。

支出におきましては、款 1 資本的支出、目 1 配水施設設置費について、備消耗品で 76 万 7,000 円、委託料で 69 万 3,000 円、工事請負費で 38 万 7,000 円、合計で 184 万 7,000 円を減額するものですが、これらについては、いずれも事業の完了によるものです。目 2 メーター設置費の工事請負費につきましても事業完了により 44 万 1,000 円を減額するものです。

続いて 5 ページは、資金計画となります。内容は記載のとおりでありますので説明については省略させていただきたいと思っております。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開きください。このページは予定貸借対照表となります。7 ページの下から 5 行目、当年度純利益は補正予算の結果 1,472 万 4,000 円と見込むものであります。

1 ページにお戻りいただきたいと思います。第2条収益的収入及び支出については、支出について76万4,000円を追加し、総費用を1億2,006万4,000円とするものであります。

第3条資本的収入及び支出においては、収入について12万5,000円を減額し、総収入を1,334万2,000円とし、支出については228万8,000円を減額し、総支出を8,391万8,000円とするものであります。

第4条の議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費について1万7,000円を追加し、1,396万4,000円とするものであります。

次に、2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項区分に整理したものです。

以上、説明申し上げましたのでご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第81号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第15号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、意見書案第15号TPP協定交渉参加に反対する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第15号 TPP協定交渉参加に反対する意見書、文書を読んで提案理由にかえさせていただきたいというふうに思います。

野田総理大臣は11月11日「TPP交渉参加に向けて関係国との協議を開始する」と表明いたしました。

TPPは、農業ばかりでなく医療、公共事業、金融、食の安全、雇用などさまざまな分野への影響が懸念され、国民生活の根幹にもかかわる問題である。

農林水産業を基幹産業とする北海道農業においては、仮に関税撤廃を原則とするTPP協定が締結された場合には、関連産業を含め2兆円を超える影響が生じ、道民の暮らしと経済の支えが失われ、地域経済・社会に深刻な影響を与えることは明らかである。このため、多くの国民、地方議会と自治体首長、国会議員もTPP交渉への参加に反対、また慎重な対応を強く求めている。

こうした中で、国民に対して情報提供がなされず、国民合意がないまま交渉参加に向けた関係国との協議の開始を総理大臣が表明したことは極めて遺憾である。政府が行うべきことは、食の安全・安定供給・食料自給率の向上、国内農業・農村の振興など「食料、農業、農村基本計画」に基づく取り組みである。

よって、国においては、TPPが地方の産業、国民生活に及ぼす影響などについて十分な情報提供と合わせて、国民的な議論を行うとともに、国民の合意のないままTPP交渉への参加を行わないことを強く要望するというものであります。

これに関しましては、衆参両議長と内閣総理大臣はじめ関係大臣に提出しようとするものであります。これに関しましては道、町村議長会並びに津別町農民同盟から要請が出ているものでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

趣旨にご賛同いただけますよう、お願ひを申し上げます説明にかえさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、報告第 18 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 40 分

再開 午後 2 時 43 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 19 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、報告第 19 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、専決処分の報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 20 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、報告第 20 号 平成 23 年度定例監査の報告につい



てを議題とします。

監査委員から地方自治法第199条第4項の規定に基づく平成23年度定例監査について、同条第9項の規定により別紙のとおり報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

#### ◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件はすべて終了しました。

これで第9回津別町議会定例会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時44分）